# 4.8 スウェーデン

# 4.8.1 木材等の生産及び流通の状況

スウェーデンは、北ヨーロッパ、スカンジナビア半島東部を占める立憲君主制国家であり、正式名称をスウェーデン王国(Konungariket Sverige)という。また、首都はストックホルムである。

国土面積は、44万7420km<sup>2</sup>で、人口は約1,012万人(2017年12月、スウェーデン統計局<sup>1</sup>)である。国土の8.5%を10万にも及ぶ湖水が占めており、北部地方は森林地域で、南部地方は低い丘陵性台地と沿岸低地からなる農業地帯である。北部にはエスキモー系サミ人やフィン人が住んでいるが、国民の大部分はゲルマン系のスウェーデン人である<sup>2</sup>。スウェーデン国内は21の郡に分けられ、それぞれに政府から任命された郡知事および郡管理委員会が存在する。主な産業は、機械工業、化学工業、林業、ITである<sup>3</sup>。

国土の 3 分の 2 (約 2,800 万 ha) が森林に覆われており、森林は重要な天然資源のひとつである。人工林面積は約 1300 万 ha であり、計画的かつ積極的な植林の結果、スウェーデンの森林蓄積量は 1920 年代半ばから約 75%増加し、現在は 32 億  $m^3$  に達している。その 8 割は針葉樹である $^4$ 。

森林のうち、約 2,200 万 ha が生産的森林5とされている。生産的森林の半分を個人が 所有しており、その他約 4 分の 1 を林業関係などの企業、約 5 分の 1 を国やその他の公 的機関が保有している。

所有形態ごとの生産林の比率をみると、国有林で 75.4%、企業有林で 79.5%、個人所有林で 81.7%となっており、国有林に比べて企業有林・個人所有林の生産林の割合が高い。

個人所有の所有規模別所有者構成比をみると、21~50ha が 22.6%、51~100ha が 15.1% など、比較的規模の大きい所有者が多く、一人当たりの平均所有規模は 35.6ha で他の欧州諸国と比較して大きい。

上述のように個人所有林の比率が高いが、これら所有者を組織・支援しているのが森林組合である。現在、4つの森林組合があり、南部を拠点とするソドラ(Sodora)は大規模製材工場やパルプ工場をグループ企業として持つなど、特に活発な活動を行っている。

伐採量は、1980年以降はほぼ一貫して増大してきており、2011年の伐採量は 8,880万 $m^3$ であり、世界第 7位の位置にある。2006~2010年の生産林の年平均生長量は 1億1,100万 $m^3$ となっており、成長量の約8割を伐採している計算となる。以上のような活発な伐採をもとに木材産業が発達しており、林産物輸出も活発に行われている%。

(https://kotobank.jp/word/%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3-83232)((最終検索日:2018年11月6日))

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> Statistics Sweden (SCB), [https://www.scb.se/en/](最終検索目:2018年11月29日)

<sup>2</sup> コトバンク、「ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典」

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 日本, 外務省,「スウェーデン基礎データ」(<u>https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/sweden/data.html</u>)(最終検索日: 2018年11月6日)

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Treasures of the FOREST 森のタカラ、未来のチカラ()((https://www.cellmark.com/wp-content/uploads/2016/03/Treasures\_of\_the\_Forest\_Brochure\_FINAL.pdf)(最終検索日:2018年11月6日)

<sup>5</sup> ha あたり年間 1m3以上成長する森林を生産的森林と定義している。

 $<sup>^6</sup>$  柿澤宏昭「スウェーデンにおける環境保全型森林管理ー「非規制的森林政策」はなぜ機能するのか?-」(岡裕泰、石崎涼子編著『森林経営をめぐる組織イノベーション-諸外国の動きと日本-』広報ブレイス、2015 年、209-233 ページ)

スウェーデンの生産林の面積は世界の生産林の 1%足らずだが、スウェーデンはグローバル市場で取引される製材、パルプ、紙の 1 割を生産している  $^4$ 。 2017 年の林産物の輸出量は製材 1,315 万  $m^3$ 、パルプ 332 万トン、紙・板紙 999 万トンとなっており、製材と紙では世界 3 位、パルプでは世界 7 位にあたる  $^7$ 。

我が国の 2017 年の製材の輸入先国としては、カナダ、ロシア、フィンランドに次ぐ第 4 位となっており、輸入量は 82 万  $\mathrm{m}^3$  である。また、スウェーデンの 2016 年の木材製品の輸出価額は 149 億 US ドルで、スウェーデンの全輸出価額の 10.7%を占めている $^8$ 。

このように、林業・林産業はスウェーデン経済にとって重要な位置を占めており、特に輸出産業としての性格を強く持っている。

スウェーデンの林産物の輸入については、2017年は1120万トンを輸入しており、主要な輸入先国はノルウェー(3割強)をはじめとしたEU加盟国である(6割弱)。ロシアからも7%弱輸入されており、主な品目は原木・おがくずとなる。

その他、スウェーデンの森林・林業に関する概要はスウェーデン王立農林業アカデミーの発行した資料<sup>9</sup>が参考となる。

# 4.8.2 森林管理及び合法木材に関連する法令及びその運用

## 1) 関連法令及び必要書類等

## (1) 合法的な伐採権

### ①土地所有権

スウェーデンにおいて木材生産を行う上で表 4.8.1 の書類または記録が法的に要求される<sup>10,11,12,13</sup>。

NEPCon<sup>14</sup>によると、土地境界の表示が古く、また視野が開けない状況で伐採を行ったため、誤って境界の外の森林財産を伐採することはあるが、通常は裁判手続を経ずに、不動産所有者への補償により解決される。故意に木材を土地境界外で伐採した事例は知られていない。

所得税法では、木材の売却および伐採権の売却は事業として課税対象となる。課税の登録がされていない森林所有者は、木材の購入者によって登録が求められる(木材購入者が用いる会計システムにおいて、木材の販売者が登録済み事業者であることが求められるため)<sup>15</sup>。

(<a href="https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-sweden">https://www.nepcon.org/sourcinghub/timber/timber-sweden</a>)(最終檢索日:2018年11月6日))

<sup>&</sup>lt;sup>7</sup> FAOSTAT (<a href="http://www.fao.org/faostat/en/#home">http://www.fao.org/faostat/en/#home</a>)(最終検索目:2018 年 11 月 29 日)

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> World Integrated Trade Solution, (https://wits.worldbank.org/Default.aspx?lang=en)(最終検索日:2018年11月29日)

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Forests and Forestry in Sweden (<u>https://www.skogsstyrelsen.se/globalassets/in-english/forests-and-forestry-in-sweden 2015.pdf)</u>

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Land Code(1970: 994), Chapter 4, 16, 18, 19, 20, Chapter 7 Section 3, 5, 11-21 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19700994.htm)

Land Acquisition Law(1979: 230), (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790230.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>12</sup> The Reindeer Husbandry Act(1971: 437), Section 18, 20 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>13</sup> Forestry Act(1979: 429), Section 10a (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM)

NEPCon, Timber Legality Risk Assessment Sweden(Ver.1.1 August 2017)

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Swedish Income Tax Law(1999: 1229), Chapter 13 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm)

表 4.8.1 関連する書類例

名称	備考
不動産権利証書	土地登録管理局 (Lantmäteriet) の不動産登記所 が発行
不動産登録簿	Lantmäteriet が管理する不動産登録簿における 不動産の所有権の記録
伐採権の契約書	特定の財産および/または地域に対して発行されたもの
登録証明書	スウェーデン税務当局からの登録証明書(営業 税および売上税の登録が記載されたもの)

#### ②コンセッション・ライセンス

コンセッション・ライセンスに該当する制度は存在しない。

### ③森林管理・伐採計画

「森林経営をめぐる組織イノベーション―諸外国の動きと日本―」(岡、石崎ら(2015)) 6では、スウェーデンの森林管理について以下のように整理されている。

全森林面積のうち、国立公園や自然保護区として木材の生産対象から除外されている 森林が約1割程度存在する。また、森林認証の取得に関わり、森林所有者が自主的に生 産対象から外している森林も存在し、経営計画等に記載はしているものの、国や自治体 に対して保護の義務は負っていない。

木材生産の対象となる森林については、次項のような事前通知制による規制がかけられている。

施業の規制としては、主伐後の3年以内の更新(人工または天然)が義務付けられて おり、十分な数・蓄積の稚樹がない場合は補植が求められる。また、一定の林齢までは 主伐を禁止されている。

#### ④伐採許可

林業法によれば、森林所有者は、伐採を行う予定の 0.5ha 以上の区域における伐採計画について 6 週間前にスウェーデン林野庁に報告する義務があり、「木材収穫通知」という形式で提出する。この報告義務は、更新伐や、木材生産以外の目的のための伐採(燃料としての収穫、外来樹種の使用、保護的掘削、優良品種クローンの植栽)も対象となる<sup>16</sup>。また、山岳地の森林や特定の広葉樹(noble broad tree:ニレ、トネリコ、シデ、ブナ、カシ、サクラ、シナノキ、カエデ類)を伐採しようとする場合は、スウェーデン林野庁からの伐採許可が必要となる<sup>17</sup>。

木材収穫通知は、通常、スウェーデン林野庁において年間 5 万~6 万件が処理されている。2012 年夏から 2013 年夏までを対象にしたスウェーデン林野庁の統計情報によると、当該期間に航空計測によって 0.5ha 以上とされた伐採跡地のうち 1100 件が未報告であった(全伐採通知の 2%)。スウェーデン林野庁は 1100 件すべての未報告の伐採跡地を追跡調査しており、2012 年にスウェーデン林野庁はそのうち 83 件を起訴申請している。起訴申請が 1100 件中 83 件と少ない理由は、多くが実際の伐採面積が 0.5ha よりも小さ

<sup>16</sup> Forestry Regulation(1993: 1096), Section 15, 15c (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM)

<sup>&</sup>lt;sup>17</sup> Forestry Act(1979: 429), Section 15, 16, 23, 25 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM)

く、森林所有者が報告を免除されたためである。

なお、2014年9月1日現在、木材収穫通知の提出がされていない伐採地からの木材を 市場に持ち込むことは、森林所有者・木材または伐採権の購入者双方が違法となる。違 法者は、罰金または6ヶ月を超えない懲役に加え、対象木材の没収が課せられる。

木材収穫通知の提出されていなかった 1100 件の伐採跡地に関連した木材購入者は、 当局から特に通知を受けており、将来的には木材収穫通知がなく伐採される事例は減少 すると思われる 14。

0.5ha 以下での伐採に加え、間伐も同様に木材収穫通知の報告は必要ないが、その林分 の材積成長が一定のレベル以上に保たれていることが条件となる 17。

また、通常は木材収穫通知が必要ない場合でも、林業活動が自然環境に重大な影響を 与えると考えられる時にはスウェーデン林野庁の諮問を受ける必要がある。具体的には、 いわゆる"Key Habitat"(重要生息地)と当局によって指定されている地域内での林業活動 が対象となる18,19,20。

公 1.0.2 以上 / 0 目	
名称	備考
スウェーデン林野庁の収穫許可証	山岳上の森林、または特定の広葉樹 (noble broad tree; ニレ類、トネリコ類、シデ類、ブナ、カシ類、サクラ類、シナノキ、カエデ類) について必要となる
スウェーデン林野庁の木材収穫登録簿における公 開情報	主伐(Final felling)の許可証を必要としない 山林について必要
スウェーデン林野庁からの確認書	該当する書類が発行されている場合
6週間の待機期間の例外承認	伐採前6週間までの通知提出の例外を認める文 書

表482 関連する書類例

## (2) 納税と使用料支払

### ①ロイヤルティの支払と伐採手数料

ロイヤルティの支払と伐採手数料に該当する制度は存在しない。

### ②付加価値税とその他売上・販売税

2013年および2014年に実施された、スウェーデン税務当局による2011年度の民間林 業所有者の税務申告に関する具体的な国家的監査において、スウェーデンにおける上位 30 位の木材購入業者における木材購入の支払いに関する情報と、森林所有者のうち重要 性の高い者の所得申告とが比較された。この監査に基づいて、スウェーデン税務当局は 売上税と所得税を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている 14.21。

(https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/)

(http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> Regulation SKSFS 2013: 3, Section 4-10

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup> Regulation SKSFS 2011: 7, Chapter 3 Section 15, Chapter 4

<sup>(</sup>https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/)

<sup>&</sup>lt;sup>20</sup> Swedish Environmental Code, Chapter 12 Section 6

<sup>21</sup> Swedish Tax Authority (www.skatteverket.se) (最終検索日:2018年11月6日)

本項目について適用される法令はスウェーデン販売税法(1994:200)22がある。

表 4.8.3 関連する書類例

名称	備考
スウェーデン税務当局(registreringsbevis)が発 行した登録証明書	_
売上税に関する提出された納税申告書の写し (momsdeklaration)	_
特定の個人、会社または他の組織の登録に関する スウェーデン税務当局の公的記録情報	_

#### ③収入及び利益税

前項で記述したスウェーデン税務当局の監査から、本項目についても売上税と所得税 を正しく宣言していない森林所有者の数は低いと結論づけている。

関連する書類例については前項と同様である。

本項目について適用される法令はスウェーデン所得税法(1999:1229)23である。

## (3) 伐採施業

### ①林業(木材伐採)規則

スウェーデンでは、1993年の森林法改正により森林所有者に対する計画策定義務や間 伐義務などの詳細な施業義務が廃止され、非規制的な森林管理に転換された6。ただし、 環境配慮に関する一定の規制措置は盛り込まれており、前項の「(1) 合法的な伐採権3 森林管理・伐採計画」に記述した主伐後の更新義務等に加え、届出された伐採面積の10% は希少動植物種の保護や老齢木を残置することなどの配慮を行うことが求められている 24,25,26。

スウェーデン林野庁の2013年の統計<sup>27</sup>によると、木材収穫通知のうち約4,300件(7.3%)、面積にして24,000ha (9.6%)について、木材の伐採活動が始まる前に当局により現場検査が実施された。同年に、約5100箇所が伐採活動の数年後の状況を確認・保証するために再訪問され、年間伐採件数の約10%について、適切な更新のための処置が取られているか確認している。これらの検査の結果、2013年にはスウェーデン林野庁は152件について再植林や掻き起こしなどの更新処置を施すよう差し止め処置を行った。同年には、木材収穫通知の提出以外の法的要求(上記の伐採規制)に基づき、現場立会いの結果、7件が起訴された。これらの7件の適用については、伐採手法や伐採技術、伐採活動に関する要求の違反を必ずしも含んではいないが、環境保護の面での基準違反とみなされた(詳しくは「③環境配慮事項」の項を参照)。

250

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> Swedish Sales Tax Law (1994:200), Chapter 1 Paragraph 1, 4, Chapter 3, Chapter 13 Section 22.

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19940200.htm)

<sup>23</sup> Swedish Income Tax Law (1999:1229), Chapter 13, 21, Chapter 45 Section 8, Chapter 66 Section 19 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm)

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> Forestry Act(1979: 429), Section 1-14, 22-27, 29 (<a href="http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM">http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM</a>) 別添和訳資料:森林法(1979:429) 新版: SFS 1993:553

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> Forestry Regulation(1993: 1096), Section 2-6, 9, 10, 12 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.HTM)

<sup>&</sup>lt;sup>26</sup> Swedish Forest Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 2, 3, 5, 6 (https://www.skogsstyrelsen.se/lag-ochtillsyn/forfattningar/)

<sup>&</sup>lt;sup>27</sup> Skogsstyrelsen, (2013). Årsredovisning. Annual report of the Swedish Forest Authority 2013

## ②保護地域及び樹種

スウェーデンでは、法的な森林保護に関して、国立公園、自然保護区(広い面積で価 値の高い多様な生態系を保護)、生息地保護区(小面積の価値の高い生態系を保護)、 Natura-2000 地域 (EU 域内に指定された生物保護地区ネットワーク) 28、および自然保全 協定などを通して計画的に実施されている。国立公園は国有地にのみ制定されるが、自 然保護区、生息地保護区、Natura-2000 地域および自然保全協定は、公有地だけでなく私 有地にも設定されうる。自然保全協定は、国と森林所有者との公的な契約で、所有者は 施業の制限や林地の保全義務を負う代わりに政府から金銭的補償を受け取ることができ る<sup>29</sup>。

私有林にかかる自然保護区、Natura-2000 および生息地保護区の土地所有者には適用さ れる土地利用の条件と制限が通知され、これらの土地におけるあらゆる木材伐採は許可 が必要となる30。許可のプロセスは、通常、木材収穫通知の必要がない間伐を除き木材収 穫通知が提出された後に開始される。なお、裁判になったケースでは、違反は土地所有 者の過失によるものであり、故意ではないとされることが多い。

スウェーデン国内の種の保護に関する規制(2007:845)31によると、故意・過失を問わず 特定の動物種を殺傷したり繁殖地や生息地を破壊したりすることは、郡の行政委員会に よる免除判断を得ない限り違法である。同じように、植物もその個体や一部の破損や生 育地の破壊は、郡の行政委員会による免除判断を得ない限り違法である。

特定の種に対する殺傷、妨害、破壊の禁止は、林業活動にも適用される。これらの行 為は故意・過失を問わず法的処罰の対象となるが、林野庁や裁判所が、事前に木材収穫 通知がされた、もしくは行政への相談のための正式な通知がなされた上で対象種が伐採 活動によって誤って破壊された場合に、森林所有者や伐採権所有者の過失責任を問うこ とはあまりない。

NGO は監視当局が林業活動に対して種の保護のための規制を適用していないと批判 している。また、伐採等の林業活動によって、動植物が被害を受ける可能性はあるが、 存在を脅かすわけではない場合に、林業活動を禁止できるのかどうかについても議論が なされている。種の保護に関する規制を林業活動においてどのように適用するかについ て、現在スウェーデン林野庁と環境保護庁とでガイドラインを作成中である。

スウェーデン林野庁による規制(SKSFS 2011:7 第7章 17 節) 32によると、林業活動に よる繊細・敏感な生態系への損傷は、避けるもしくは規制されなければならない。スウ ェーデン林野庁はさらに一般的な助言として生態系のどのタイプが敏感・繊細かを権限 下で類型化している。しかし、林業活動においてこれらの生態系を破壊した場合、事前 にスウェーデン林野庁から林業活動によって土地所有者に対して特定の地域、樹木、生 息地が破壊されてはならないという差し止めがされていないかぎり法的な制裁は受けな V 133,34

251

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> Natura 2000 database and GIS (<u>http://www.naturvardsverket.se/natura2000</u>)

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> Swedish Environmental Code(1998:808), Chapter 7 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7)

<sup>&</sup>lt;sup>30</sup> Forestry Act(1979:429), Section 13a, 13b (<a href="http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM">http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM</a>)

別添和訳資料:森林法(1979:429)新版:SFS 1993:553

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> Regulation on protection of species (2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm)
<sup>32</sup> Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 7 Section 17, 19, 33a (https://www.skogsstyrelsen.se/lag-och-tillsyn/forfattningar/)

Swedish Environmental Code (1998:808), Chapter 7 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm#K7)

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> Regulation on protection of species (2007:845), Section 4-9, 14-15 and appendix 1-2

表 4.8.4 関連する書類例

名称	備考
保護地域における規制免除の認可	_

### ③環境配慮事項

前項「①林業(木材伐採)規則」で示した 2013 年にスウェーデン林野庁が実施した現場検査では、更新状況の確認のほか、違反行為を検出することを目的とはしていないが、主伐が行われる際に適切な対処がされているか(たとえば、特定の地域や樹木の伐採の制限など詳細な環境基準に対処されていること)が確認された。検査において、129 件の差し止め命令があり、森林所有者や伐採権を所持したバイヤーに対して、申請された主伐に対して制限をかける、もしくは特定の環境対策を取るように指導した。ただし、そのような差し止め命令は、現場の状況が法律にどの程度適合しているかについての情報は持たない35。

同年には 637 箇所 3,800ha 相当が、林業法及び環境条例に基づき伐採中または直後に検査された。検査の結果、スウェーデン林野庁は、21 件について、環境保護基準に基づく差し止め命令を発行し、改善処置を求めた。改善処置の内容は、深いわだちの修復、古代の遺構の修復や被覆物の除去、撹乱された流路の修復、または頻繁に利用される林道の刈り払いなどである。このうち、木材収穫通知の提出以外の法的要求(伐採規制等)に基づき、現場確認によって7件が起訴された。これらの7件は、環境保護の観点だけでなく、更新方法を含めた伐採方法についての規制の観点も含めて適用された36,37,38。

2013 年の現場での検査において見られた不履行などは、1~3%という低い率で確認された。検査対象はランダムには選定しておらず、ランダムに実施した場合はさらに低い率での検挙が予想される<sup>14</sup>。

その他、本項目に関連する法律・規制を表 4.8.5 に整理した。

(http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19880950.htm)

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm)

<sup>35</sup> Forestry Act(1979: 429)Section 1-14, 22-27, 29. (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.HTM)

別添和訳資料:森林法(1979:429)新版:SFS 1993:553

<sup>&</sup>lt;sup>36</sup> Swedish Environmental Code (1998:808), Sw. Miljöbalken, Chapter 2, 9, 11, 14 and 15, Chapter 26 Section 9, 32.(http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19980808.htm)

 <sup>&</sup>lt;sup>37</sup> Skogsstyrelsen (2013). Hänsynen till forn- och kulturlämningar - Resultat från Kulturpolytaxen 2012. Swedish Forest Agency's report 2013-03 on consideration regarding ancient monuments
 <sup>38</sup> Cultural Heritage Act (1988:950), Chapter 2 Section 5, 6, 10 and 12

表 4.8.5 適用される法律・規制

名称	出典
林業規制 (1993:1096), Section 30-33	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/199310 96.HTM
スウェーデン林野庁による規制 SKSFS 2011:7, Chapter 7	http://www.skogsstyrelsen.se/Global/myndigheten/f%c3%b6rfattningar/SKSFS%202011-7%20omtryck%20140813.pdf
欧州委員会規制 (Regulation (EC)), No. 1107/2009, 市場で植物防疫製品を扱うことに関して、Article 28.1, 52	http://eur- lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?u ri=0J:L:2009:309:0001:0050:EN:PDF
殺虫剤等の使用に関する法律 (2014:425), Chapter 2 Section 18, 19, 21, 41, 42, 45, 33, 34, 35, 51, 52, 56, 58, 62	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/201404 25.htm
スウェーデン環境保護庁による規制 SNFS 1997:2, 化学殺虫剤薬品の使用について Section 11, 12, 14, 16	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs1997/SNFS1997_02.pdf
スウェーデン化学薬品庁による規制 KIFS 2008:3, appendix 3	https://www.kemi.se/Documents/Forfattnin gar/KIFS/K08_3.pdf
火器爆発物に関する法律 (2010:1011), section 6, 7, 11, 16, 17	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/201010 11.htm
火器爆発物に関する規制 (2010:1075), section 6, 8, 16	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/201010 75.htm
スウェーデン環境庁による規制 NFS 2003:24, 火 器爆発物による土壌および水の汚染からの保護, Chapter 1, 4, 5, 8, 9, 10	http://www.naturvardsverket.se/Documents/foreskrifter/nfs2003/nfs2003_24k.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2011:8), 火器爆発物の貯蔵容器および配管, Chapter 5	https://www.msb.se/externdata/rs/43623a8 e-0697-4c1d-8a76-ef23d0986c64.pdf
スウェーデン内政規制 (MSBFS 2013:3), 火器爆発物の取扱許可, Chapter 2	https://www.msb.se/externdata/rs/b9e6d35 4-2654-4e68-a880-12ce12217afe.pdf

#### 4安全衛生

スウェーデンにおける労働者の健康と安全に関する法令は、主にスウェーデン労働環境局の広範な規制に規定されている多数の詳細な要件を含んでいる。これらの要件の主要な部分は、罰金や懲役などの直接的な制裁を受けるものではなく、事故や事故の際に犯罪が起きたかどうかを判断する基準として使用される。直接制裁のない要件は、特定の措置を講じるための雇用者への差し止め命令が当局によって出された場合に参照として使用することもできる<sup>39</sup>,40。

2012 年 9 月から 2013 年 12 月まで、スウェーデンの労働環境庁は、伐採収穫または林業活動が行われている、推定約 27,500 箇所の全国の現場のうち 1,254 の林地について検査を実施した<sup>41</sup>。検査は、主に i) 設備に関する技術的要件、ii) 事故や事故の報告と追跡、iii) 使用者の体系的な作業環境管理、を対象としたもので、林業分野に関する特定の監督プロジェクト内で実施され、スウェーデン労働環境局の規制のうち、下記のようないくつかの要件に準拠していないことが明らかになった。

- ・リスク分析の欠如、制度的作業環境管理に関する規制(AFS 2001:1)42 による行動
- ・応急処置をする能力の不足4342

\_

<sup>&</sup>lt;sup>39</sup> Workers Safety Act (1977:1160), Chapter 2, Chapter 3 Section 1a, 2, 2a, 2c, 3, 4, 5, 7g, 12, Chapter 6, Chapter 8 Section 2, (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771160.htm)

Workers Safety Regulation (1977:1166), Sections 3-6, 7-13. (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19771166.htm)
 av.se (2014). Tillsyn af Skogsbranchen. Project report INF 2011/101631 dated 2014-04-22 of the Swedish Work Environment Authority. (www.av.se)

<sup>&</sup>lt;sup>42</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:1) Systematic Work Environment Management, (https://www.av.se/globalassets/filer/publikationer/foreskrifter/engelska/systematic-work-environment-management-provisions-afs2001-1.pdf)

<sup>&</sup>lt;sup>43</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1999:7) First aid and Crisis Support, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/forsta-hjalpen-och-krisstod-afs-19997-foreskrifter/)

- ・単独で働く労働者のための安全対策の欠如44
- ・事故を報告するプロジェクト内の取り決めがない45

上述の 2013 年の検査の結果、林業・農業分野の雇用主に対して 3 件の起訴申請が行われ、認定された違反について、関連する雇用者に対し 6 つの差止命令が発行された。差止命令の数が少ないことは、法的拘束力のある差し止め命令の発行前に、雇用主が査察官の助言に従って是正措置を取る意思を示したことによる。ただし、重大な事故につながる法令遵守の欠如が明らかになり、その責任を持つ雇用者は起訴される可能性があった点は無視できない。

2013年には、林業労働者の100件以上の労働関連事故による休養が発生した。死亡者や負傷者の数が最も多い活動はチェーンソーを扱う作業である。しかし、スウェーデン労働環境局の情報によると、事故のうち刑事捜査および起訴の対象となるものはほとんどない。スウェーデンの林業分野における雇用者が約4万人であるのに対し、上述した2013年の大規模な検査の結果、起訴件数が3件であった事実から、労働者の安全衛生に関する法令違反のリスクが低いことが示唆される。

その他、本項目に関連する法律・規制を表 4.8.6 に整理した。

表 4.8.6 適用される法律・規制

名称	出典
労働時間法(1982:673)	http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/198206 73.htm
スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:3) 軽 作業環境	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ minderarigas-arbetsmiljo-afs-20123- foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2012:2) 筋 骨格障害防止のための人間工学	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ belastningsergonomi-afs-20122- foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2008:13) 指示・信号	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ skyltar-och-signaler-afs-200813- foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2008:3) 機 械使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ maskiner-som-slappts-ut-pa-marknaden- efter-29-dec-2009-afs-20083-foreskrift/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2007:5) 妊 娠中及び乳幼児保育中の労働者	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ gravida-och-ammande-arbetstagare-afs- 20075-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2006:4) 労 働器具の使用	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/ anvandning-av-arbetsutrustning-afs- 20064-foreskrifter/
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2005:6) 労働医療体制	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och- inspektioner/publikationer/foreskrifter/

<sup>44</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1982:3) Work alone (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-

och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/ensamarbete-afs-19823-foreskrifter/)

45 Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1993:17) Victimization at Work,
(https://www.kth.se/polopoly\_fs/1.527926.1550157127!/Provisions%20on%20measures%20against%20Victima.pdf)

名称	出典
	medicinska-kontroller-i-arbetslivet-AFS-
	20056-foreskrifter/
	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 1996:7) 個	inspektioner/publikationer/foreskrifter/
人用保護具	utforande-av-personlig-skyddsutrustning-
	afs-19967-foreskrifter/
	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 1994:1) 労	inspektioner/publikationer/foreskrifter/
働とリハビリの調整	arbetsanpassning-och-rehabilitering-
	foreskrifter/
	https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-
スウェーデン労働環境局の規制(AFS 1982:17) 準	inspektioner/publikationer/foreskrifter/
備・残業時間の情報管理	anteckningar-om-jourtid-overtid-och-
	mertid-afs-198217-foreskrifter/

表 4.8.7 関連する書類例

名称	備考
チェーンソーの理論的および実践的試験を合格し ていることを証明する書類	従業員がチェーンソーを利用する場合。スウェーデン労働環境局の規制 (AFS 2012:1) 46 に基づく
化学物質のリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2011:19) <sup>47</sup> による
労働者が曝される振動と騒音に関するリスク評価    書	ス ウェ ー デ ン 労 働 環 境 局 の 規 制 (AFS 2005:15, AFS 2005:16) <sup>48</sup> , <sup>49</sup> に基づく
個人安全装備の使用方法について記載された情報 の提供、及びそのリスク評価書	スウェーデン労働環境局の規制(AFS 2001:3, AFS 2001:1) <sup>50</sup> , <sup>42</sup> に基づく
び徒侯、及びとのケスク計画書 従業員10人以上の企業における従業員の労働安全 指針及び組織立った労働環境管理のための運営手	A
順・体制及び組織立った労働環境管理の責任者に 関する情報	2001:1) <sup>42</sup> に基づく
記載された殺虫剤等の農薬の取り扱いと保管に関する手引き	ス ウェー デン 労 働 環 境 局 の 規 制 (AFS 1998:6)51に基づく
殺虫剤等の利用に関する安全情報データシート	EU 化学物質規制(REACH)の第 31 文書 <sup>52</sup> に基づく

### ⑤合法的な雇用

間伐と主伐は、スウェーデン人の常設雇用者がいるスウェーデン人経営者によって 主に行われる。一方、造林(植栽、下刈り)は、国内外の経営者によって行われ、限られ た期間のみしばしば外国人労働者も従事する。

ほとんどのスウェーデンの職場は、健康保険や傷害保険を含む賃金と労働条件を規

<sup>&</sup>lt;sup>46</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2012:1) Chain saws and Clearing saws, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-motorkedjesagar-ochrojsagar-afs-201201-foreskrifter/)

<sup>&</sup>lt;sup>47</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2011:19) Chemical Hazards in the Working Environment, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/kemiska-arbetsmiljorisker-201119.-andrad-och-omtryckt-i-afs-201443-foreskrifter/)

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:15) Vibrations, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/vibrationer-afs-200515-foreskrifter/)

Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2005:16) Noise, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/buller-afs-200516/)
 Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:3) Use of Personal Protective Equipment,

<sup>&</sup>lt;sup>50</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 2001:3) Use of Personal Protective Equipment (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/anvandning-av-personlig-skyddsutrustning-afs-200103-foreskrifter/)

<sup>&</sup>lt;sup>51</sup> Swedish Work Environmental Authority's Regulation (AFS 1998:6) Pesticides, (https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/bekampningsmedel-afs-19986-foreskrifter/)

och-inspektioner/publikationer/foreskrifter/bekampningsmedel-afs-19986-foreskrifter/)

E Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and the Council (Reach) art 35, (https://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:2006R1907:20130701:EN:PDF)

制する労働組合と雇用主の間の団体協約に加盟している。団体協約は、同じ規則が全員に適用され、その分野における最低限の雇用条件を確立することを保証している。ただし、雇用主は自由に労働条件を提示することができる。スウェーデン人に対する労働者の権利は通常尊重されるが、他の国の労働者の処遇については時折問題が発生している。

スウェーデンは 1990 年に国連の「子どもの権利条約」を批准している。スウェーデン憲法に規定されている児童労働はスウェーデンでは発生していないと考えられている<sup>53</sup>。

その他、本項目に関連する法律・規制を表 4.8.8 に整理した。

名称 出典 http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/1982067 労働時間法 (1982:673) 移民法 (2005:716), Chapter 2 Section 7, 8c, http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/2005071 Chapter 3a, Chapter 6 6. htm http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/2000098 社会保険法 (2000:980), Chapter 2 0. htm http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/1977116 労働者安全法(1977:1160) 0. htm https://www.av.se/arbetsmiljoarbete-och-スウェーデン労働環境局規制 (AFS 2012:1), チ inspektioner/publikationer/foreskrifter/a ェーンソーおよび刈払機, Section 17-18 nvandning-av-motorkedjesagar-ochrojsagar-afs-201201-foreskrifter/ 刑法 (1962 : 700), Chapter 4 Section 1a, http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/1962070 Chapter 16 Section 9 0. htm 雇用(職場における共同決定)法 (1976:580) http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/1976058 Section 7-8 http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/1977048 休暇法 (1977:480) 0. htm

表4.8.8 適用される法律・規制

表 4.9.9 関連する書類

名称	備考
雇用者に関する月間または四半期の納税申告書の 写し	_
書面による雇用契約書または各労働者の雇用条件 に関する書面による情報	雇用保護法第 6c 条 <sup>54</sup> に基づく
労働許可証または永住許可証のコピー	EES 諸国以外の従業員の場合

### (4) 第三者の権利

### ①慣習的な権利

サミ族は、スウェーデン憲法<sup>55</sup>における先住民の地位を持つ唯一の民族集団である。 サミの文化は、サミ族の伝統的なトナカイの畜産と密接に関連している。トナカイの飼育、狩猟、漁業の訓練を行う際のサミ族の土地(民有・国有にかかわらず)を使用する

<sup>&</sup>lt;sup>53</sup> Constitution of Sweden, Chapter 2 section 1 (freedom of expression, freedom of assembly, freedom to demonstrate, freedom of association).( http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19740152.htm)

Employment Protection Act (1982:80), (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19820080.htm)

<sup>55</sup> Sweden Consitution, (http://www.riksdagen.se/en/how-the-riksdag-works/democracy/the-constitution/)

権利は古くから認められてきたが、現在はトナカイ畜産法56で規定されている。

しかし、実際に伝統的なサミ族の領土については、いくつかの紛争が、サミ族と土地所有者の間で起きてきた。そのうちのいくつかは裁判所で解決されているが、その他のいくつかの判例では、サミ族は、サミ族による土地の使用が十分に長期間継続されており、そこがサミ族の土地であると十分に特徴づけられていることを証明できないことから、土地を失っている。

この問題の転機となる判決が、2011年に最高裁判所でなされた(いわゆる Nordmalings 事件)。裁判所は、サミ族の村が古来の習慣に基づいて係争中だった牧草地を冬に使用する資格があると裁決した<sup>57</sup>。この Nordmalings 事件の判例により、同様の権利問題が関係当事者間で裁判を経ずに解決された <sup>14</sup>。

表 4.8.10 関連する書類

名称	備考
当事者となるサミ村と協議済みであることを証明	林業法第 20 条 <sup>58</sup> およびスウェーデン林業局規
する書類	制 SKSFS 2011:7 <sup>59</sup> に基づく

②FPIC(自由で事前の十分な情報に基づく同意、事前のインフォームド・コンセント) FPIC に該当する制度は存在しない。

### ③先住民族の権利

スウェーデン林業法では、収穫などの林業活動は、トナカイの畜産の利益を考慮しなければならないこととなっている。先住民族の権利に関する林業活動の規制の多くは、スウェーデン林野庁が、木材収穫通知の管理と許可申請により検討の上判断する 58,60。

下記のような場合に、森林の所有者または伐採権の所有者は、サミ族のトナカイの畜産を保護する法律に違反して罰則の適用を受ける可能性がある 56。

- •スウェーデン林野庁が、トナカイの畜産活動を鑑みて、特定の場所での特定の活動を 禁止している場合 58
- ・土地所有者または伐採権の所有者が、一年を通してトナカイを放牧する可能性のある地域で、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しない場合 58

関係するサミ族の村と協議する義務は、伐採面積が大きい伐採箇所(20ha 以上または山岳地帯の場合 10ha 以上)、および 500ha 以上の私有地におけるすべての伐採箇所で発生する。義務が発生する基準となる面積が大きいため、トナカイが一年中放牧される可能性のある地域では、事前の協議無しに多数の主伐が行われる可能性がある。スウェーデンサミ協会 (SSR; Svenska SamernasRiksförbund)の代表によると、伐採活動を始める前に、関係するサミ族の村と協議しなかった義務違反の例があるとされている。しかし、スウェーデン林野庁によれば、直接制裁の対象となる違反は無いとのことである 14。

<sup>&</sup>lt;sup>56</sup> The Reindeer Husbandry Act (1971:437), Section 15-25, (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19710437.htm)

<sup>57</sup> Nytt Juridiskt Arkiv(NJA2011s 109),(https://lagen.nu/dom/nja/2011s109)(最終檢索日:2018年11月6日)
58 Forestry Act (1979:429), Section 13b, 14, 16, 18a, 18b, 20, 31, 38a, (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19790429.htm)

<sup>59</sup> Swedish Forestry Agency's Regulation SKSFS 2011:7, Chapter 4 Section 3, (https://www.nodusum.sc/mp/sis/ag/19/79425.html) tillsyn/forfattningar/)

<sup>&</sup>lt;sup>60</sup> Forestry Regulation (1993:1096), Section 15, 15b, (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19931096.htm)

## (5) 貿易と輸送

### ①樹種、量、品質の分類

売買を目的としてスウェーデンで収穫された木材(丸太、パルプ材、チップ等)は、品質や量を測定することを木材測定法(2014:1005)<sup>61</sup>で規定されている。この法律は、木材の価格を決定し、その価格が適正かどうかを判断するための平等な機会を売り手と買い手に与えることを目的とする。税金や手数料の基準を提供するのではなく、取引事業体のための丸太や木材の市場が、高い信頼性と透明性をもってうまく機能することに寄与するものである。木材の測定は独立機関によって実施されており、測定結果を保存し、木材の売り手・買い手に通知することが規定されている。

この法律に関連する規制として、スウェーデン林野庁による木材測定に関する規制  $(2014:1006)^{62}$ がある。

衣 4.8.11	9 る青翔例
合法性確認に関連する書類	備考
BIOMETRIA(独立測定機関)の記録	スウェーデンのほとんどの供給木材はBIOMETRIAによって測定され、木材報告システム(VIOL)に登録される <sup>63</sup> 。 従来は3つの測定機関(VMF)と情報管理機関(SDC <sup>64</sup> )によって木材測定が実施されてきたが、2019年1月1日より合併し、BIOMETRIAとなった。

表 4.8.11 関連する書類例

#### ②貿易と輸送

スウェーデン国内で生産される木材のスウェーデン国内の輸送に関しては、あらゆる 商品に関連する商業輸送を行うための一般的なライセンスを除いて、特定の法的要件は ない。

EU 域外からの輸入については、EU 木材規則 (EUTR)<sup>65</sup>,<sup>66</sup>,<sup>67</sup>に従って、EU 市場へ木材製品を輸入する事業者がデュー・デリジェンスを実施する必要がある。詳細は「⑥デュー・デリジェンス/デュー・ケア」にて後述する。

EU域外への輸出について、文献調査を実施した限りでは規制は確認されなかった。

(http://www.lagboken.se/Views/Pages/GetFile.ashx?portalId=56&cat=213728&docId=2086435&propId=5)

<sup>61</sup> Timber measurement Act(2014:1005)

<sup>※2015</sup> 年 3 月 1 日に Timber Measurement Act (1966: 209)から改正された。

<sup>&</sup>lt;sup>62</sup> Regulation of the Swedish Forest Agency(2014: 1006) (<a href="https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20141006-om-virkesmatning\_sfs-2014-1006">https://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/forordning-20141006-om-virkesmatning\_sfs-2014-1006</a>)

<sup>63</sup> BIOMETRIA (https://www.biometria.se/virkesmatning/)

<sup>64</sup> SDC (https://www.sdc.se/default.asp?id=1007&ptid=)

<sup>&</sup>lt;sup>65</sup> Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council of 20 October 2010 laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market, article 4, 5, 6 and appendix (http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:295:0023:0034:EN:PDF)

EUの国内市場での違法伐採による木材および木材製品の取引を禁止している。

<sup>(</sup>http://www.euflegt.efi.int/documents/10180/23310/Japanese%20Translation%20of%20the%20EU%20Timber%20Regulation)

<sup>&</sup>lt;sup>66</sup> Commission Delegated Regulation (EU) No 363/2012 of 23 February 2012 on the procedural rules for the recognition and withdrawal of recognition of monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0363&from=EN">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0363&from=EN</a>)

<sup>&</sup>lt;sup>67</sup> Commission Implementing Regulation (EU) No 607/2012 of 6 July 2012 on the detailed rules concerning the due diligence system and the frequency and nature of the checks on monitoring organisations as provided for in Regulation (EU) No 995/2010 of the European Parliament and of the Council laying down the obligations of operators who place timber and timber products on the market (<a href="https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0607&from=EN">https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012R0607&from=EN</a>)

#### ③外国間貿易と振替価格操作

OECD が開発し、国連と G20 の支援を受けて作成された国際税務基準は、国内税務上の要件や税務上の銀行の秘密保持義務に関わらず、すべての税務問題に関する情報の完全な交換を規定している。現在、スウェーデンを含む OECD 加盟国 30 カ国すべてが国際税務基準を支持し合意している。さらに、すべてのオフショア金融センター<sup>68</sup>が基準を受け入れている。スウェーデンは、少なくとも 11 の主要なオフショア金融センターと租税回避地(タックスへイブン)を含む 46 の税務情報交換協定(TIEAs)に署名している<sup>69</sup>。本項目に関連する法律・規制として、所得税法(1999:1229)<sup>70</sup>、国際取引における振替価格操作に関する法律(2009:1289)<sup>71</sup> および国際取引における振替価格操作に関する法律(2009:1289)<sup>71</sup> および国際取引における振替価格操作に関する規則(2009:1295)<sup>72</sup> がある。

表 4.8.12 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
振替価格に関する文書	課税手続法 (2011:1244) <sup>73</sup> 第 39 章 16 節に規定
特定の適用に関するスウェーデン税務当局の振替 価格操作についての決定	_

### ④税関規則

スウェーデンで収穫された通常の商業用木材の輸出については、輸出許可は必要ない。 輸入に関する合法性確認に関連する書類には、表 4.8.13 に示すものがある。

本項目に関連する法律・規制として、欧州委員会規則(EU)(No. 498/2012)<sup>74</sup>がある。

表 4.8.13 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
税関申告	-
EU外の国から輸入する際の検疫証明書	害虫の広がりに対する保護措置に関するスウェーデン農業委員会規則(SJVFS 1995:94) <sup>75</sup> で 規定

### ⑤CITES (ワシントン条約)

スウェーデンで生産される樹種で CITES リストに記載されているものは存在しない。 木材または木材製品を EU 市場に出荷する事業者は下表に示す書類が要求される。 本項目に関連する法律・規制として、種の保護に関する規制(2007:845)%がある。

(http://www.eoi-tax.org/jurisdictions/SE#agreements)

<sup>68</sup> 非居住者が資金調達・運用などの資金取引を自由に行える金融機関

<sup>69</sup> Exchange of Tax Information Portal

<sup>&</sup>lt;sup>70</sup> Income Tax Law (1999:1229), Chapter 14 Section 19, 20 (principle of arm's length price)

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/19991229.htm)

Law on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1289)

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091289.htm)

<sup>72</sup> Regulation on decision on transfer pricing on international transactions (2009:1295) (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20091295.htm)

Law on Taxation Procedure (2011:1244), Chapter 39 Section 15, 16 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20111244.htm)
 Commissions Implementing Regulation (EU) No 498/2012 of 12 June 2012 on the allocation of tariff-rate quotas

<sup>&</sup>lt;sup>74</sup> Commissions Implementing Regulation (EU) No 498/2012 of 12 June 2012 on the allocation of tariff-rate quotas applying to exports of wood from the Russian Federation to the European Union (http://eurlex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2012:152:0028:0037:EN:PDF)

<sup>75</sup> Swedish Board of Agriculture's regulation (SJVFS 1995:94) on protective measures against spreading of pests, Section 9-15 (http://www.jordbruksverket.se/download/18.7caa00cc126738ac4e880002721/1265302247516/2010-003.pdf)

<sup>&</sup>lt;sup>76</sup> Regulation on protection of species (2007:845), Sections 7-45 and appendix 1-2 (http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20070845.htm)

表 4.8.14 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
理事会規則(EC) No 338/97(1996年12月9日)の 附属書 A および B にある樹種からの木材の輸入許可	理事会規則(EC) No 338/97(1996年12月9日) <sup>77</sup> で規定
理事会規則(EC) No 338/97(1996年12月9日)の 附属書 C にある樹種からの木材輸入通知を示す書 類	同上

## ⑥デュー・デリジェンス/デュー・ケア

EU 市場に木材および木材製品を出荷する事業者は、EU 木材規則 (EUTR)65 により、デュー・デリジェンスの実施を義務付けられている。輸入品とスウェーデン産品の両方に適用され、スウェーデンにおける監督官庁は林野庁である。EU 木材規制に対応する国内法に木材と木材製品の貿易に関する法律(2014:1009)78がある。林野庁によると、EU 木材規制に関して、森林所有者または木材購入者は以下のことを義務づけられている。

- 1. 伐採を申請する際は、スウェーデン林業法に従う。
- 2. 木材の測定(木材測定機関によって実施される)レポートを保存する。

2014年12月および2015年3月に、契約に基づいて木材を伐採している3つの林業会社の検査がなされ、すべての企業が問題なしとされた。

木材測定法(2014:1005)<sup>61</sup>の下、スウェーデンの木材測定と追跡に関する現在のシステムと、公式記録の一般市民への公開原則のおかげで、EU 木材規則のデュー・デリジェンスの要件は、スウェーデンの森林からの木材について比較的容易に遵守することができるという木材関連業者間での共通の認識がある。これは輸入木材とは対照的である。

木材輸入の場合、木材輸入業者が EUTR に従ってデュー・デリジェンスを実施し、林野庁は適切に実施されているかチェックを行う。2016 年 11 月には、スウェーデンの行政裁判所が、ミャンマー産のチーク材輸入業者が EUTR に基づくデュー・デリジェンス要件を満たさなかったとして 17,000 クローネの罰金を科した<sup>79</sup>。

表 4.8.15 関連する書類例

合法性確認に関連する書類	備考
事業者がデュー・デリジェンス システムを実施する義務を履行するために必要な書類	欧州議会及び理事会の規則(EU) No 995/2010 <sup>65</sup> , 第 4.2 条、第 6 条
事業者の供給に関する情報に関する文書	欧州委員会規則(EU)No 607/2012 <sup>67</sup> , 第3条
事業者の供給に関する情報の登録およびリスク軽 減手続の適用に関する文書	欧州議会及び理事会の規則(EU) No 995/2010 <sup>65</sup> , 第 6.1a 条

<sup>79</sup> EUTR ニュース-2016 年 10 月~12 月

<sup>&</sup>lt;sup>77</sup> Council Regulation (EC) No 338/97 of 9 December 1996 on the protection of species of wild fauna and flora by regulating trade therein, article 4, 5, 7, 8 (http://eur-

lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1997R0338:20080411:EN:PDF)

<sup>&</sup>lt;sup>78</sup> Law on Trade with Timber and Wood products (2014:1009), Section 9 and 11

<sup>(</sup>http://www.notisum.se/rnp/sls/lag/20141009.htm)

<sup>(</sup>https://www.clientearth.org/eutr%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B9-2016%E5%B9%B410%E6%9C%88%EF%BD%9E12%E6%9C%88/) (最終檢索日:2019年2月26日)

# 4.8.3 森林認証制度

## 1) FM 認証及び国産認証材の普及概況

スウェーデンにおける森林認証の展開は、自然保護団体を中心に 1994 年から FSC 基準の策定準備を開始したことから始まる。後に企業有林を所有する林産業界等も参加し、1998 年にスウェーデンについて世界で初めての FSC 国別認証基準が策定された。一方、森林組合が中心となって、小規模所有者の状況も把握できる PEFC 森林認証制度の設立が進められ、スウェーデンの森林認証システムが 2000 年に PEFC に承認されている。こうした経緯があり、FSC による認証は大規模社有林を中心に、PEFC による認証は森林組合を中心に進められてきた。しかし、近年では両者は 0.5ha 以上であればどの規模の森林も対象としており、認証基準も似通っていることから、両者の違いは薄れてきており、両方の認証を取得している場合もある80。

FSC は 1,227 万 ha(2018 年 9 月時点) $^{81}$ 、PEFC は 1,581 万 ha(2018 年 6 月時点) $^{82}$ をカバーしている。重複面積は 720 万 ha あるとされている $^{83}$ ため、重複を除いた FSC と PEFC の認証面積の合計は 2088 万 ha となる。これは、スウェーデンの森林面積の約 75%、生産的森林の約 95%にあたる。

## 2) CoC 認証の普及概況

CoC 認証について、FSC で 357 件(2018 年 9 月時点)、 PEFC で 209 件(2018 年 6 月時点)が認証されている。

なお、FM 認証および CoC 認証を受けている事業体については、各認証機関のウェブサイトで検索が可能である 81.82。

(https://www.pefc.org/images/documents/PEFC\_Global\_Certificates\_-\_June\_2018.pdf)

83 Double certification FSC and PEFC – Estimations mid 2017 and corrections 2016 (https://ic.fsc.org/file-

<sup>&</sup>lt;sup>80</sup>Villalobos, Laura, Jessica Coria, and Anna Nordén. "Has Forest Certification Reduced Forest Degradation in Sweden?." *Land Economics* 94.2 (2018): 220-238.

<sup>&</sup>lt;sup>81</sup> FSC: Facts and Figures 2018 (<u>https://ic.fsc.org/en/facts-and-figures</u>)

<sup>82</sup> PEFC: PEFC Global Statistics: SFM & CoC Certification

<sup>\*\*</sup> Double certification FSC and PEFC – Estimations mid 2017 and corrections 2016 (<a href="https://ic.fsc.org/file-download.double-certification-fsc-and-pefc-estimations-mid-2017-and-corrections-2016.a-7044.pdf">https://ic.fsc.org/file-download.double-certification-fsc-and-pefc-estimations-mid-2017-and-corrections-2016.a-7044.pdf</a>) (最終檢索日:2019年2月26日)